

# 泉涌寺における明治期「靈明殿」の成立

—皇室祭祀と御寺泉涌寺の關係—

石野浩司

はじめに

ちかごろ皇室葬禮制度への関心は各方面に広がりを見せ  
ており、天皇奉葬の概説書などもみられるほどである。<sup>(1)</sup>一  
方で、近世天皇制の解明については野村玄氏<sup>(2)</sup>や藤田覚氏<sup>(3)</sup>に  
高論があつて伸展いちじるしく、あるいは高木博志氏<sup>(4)</sup>や上  
田長生氏<sup>(5)</sup>の綿密な研究によつて近世天皇陵の周辺事情が明  
らかになりつつある。ただし、こうした崩御大喪儀禮にま  
つわる政治史や制度史研究の蓄積とはうらはらに、いまだ  
『泉涌寺史』<sup>(7)</sup>の企図から脱輓するものが見えてこない。そ  
こで拙論では、まず冗長ながら泉涌寺の寺格確立までを概  
観して確認作業とした上で、明治維新変革をへた変容につ  
いて、とくに明治十七年再建の泉涌寺「靈明殿」成立に象  
徴させて立論しようと思う。筆者は、かねて宮中三殿成立  
についての拙論を本誌上に発表したことがある。<sup>(8)</sup>明治期

「靈明殿」の成立は、単独的な泉涌寺の火災再建ではなく、  
より大きな視野をもつて近代皇室祭祀が再構築される潮流  
の中においてのみ解明されうると考えるからである。<sup>(9)</sup>

## (一) 泉涌寺における天皇奉葬のはじまり

〈四条天皇の孤独〉 泉涌寺開山である俊苒（しゅんじょう）  
律師は、建暦元年（一一二二）に南宋から帰国して朝野の  
崇敬をあつめ、運命的なことに治天となる後高倉院の御帰  
依をえた。嘉祿二年（一一三二）までに泉涌寺伽藍は、当  
時最先端の宋代寺院の規模をもつて東山に威容をあらわす  
ところが、この後高倉院守貞親王のお立場というものが実  
に微妙なものであつた。承久三年（一一二二）の変乱に勝  
利した鎌倉幕府の戦後処理は、仲恭天皇（九条廢帝）廢位、  
後鳥羽院・土御門院・順徳院の三上皇配流といった苛烈な  
ものであつただけに、いわば占領軍に擁立された持明院入

道宮の後高倉院皇統はひどく孤立した存在であった。やがて貞応二年（一二三三）五月十四日に後高倉法皇が急逝されれば、<sup>(10)</sup>ほどなく後堀河天皇は院政にあたるために皇太子秀仁親王に讓位、貞永元年（一二三二）十月四日に受禪された四条天皇は二歳の幼主であられた。洛中邸宅の放火事件が頻発するなど乱後不穏な情勢の中、天福元年（一二三三）九月十八日に母後の藻壁門院嬪子が急逝して九条家月輪殿の法華堂（現存せず）に奉葬、即位大嘗会も延引となる。幼主が錫苧服喪されるなど異例の凶事であったが、翌年八月六日には後堀河上皇までが崩御され観音寺陵に奉葬された。伊勢例幣は延引、大嘗会も再延期、かくて幼帝ひとりが母方祖父の前摂政・九条道家<sup>(11)</sup>、同曾祖父の前太政大臣・西園寺公経<sup>(12)</sup>の庇護のもと閑院内裏に守護されていた。ところが十二歳となった四条天皇は、顛倒がもとで仁治三年（一二四二）正月九日暁更（寅刻）に崩御される（『百鍊抄』）。事故現場は、閑院内裏のなかでも御母父喪礼の椅盧別殿として使用された弘御所と、普段おくらしの清涼殿をむすぶ渡殿であったから、お寂しかったであろう童心がしのばれる。天下諒闇にもかかわらず劔璽の別殿渡御は翌日、内待所にいたっては数日も奉遷されることなく、前代未聞の天皇空位という混乱のすえ、ようやく泉涌寺に奉葬されたのは同月二十五日であった（『四條院御葬礼記』）。

〈泉涌寺奉葬の三理由〉 ご両親の陵墓の中間という立地のぞけば、なぜ泉涌寺に奉葬されたかは当時から疑問であったらしく、『増鏡』第四卷には開山俊苧律師の輪廻転生が四条天皇であったという因縁譚で語られている。この前身説は、はやく建長六年（一二五四）の良忠撰『選択伝弘決疑録裏書』第二に見え、以降も寺側主張の中心になるもので、江戸時代までに普遍的に承認されて中御門天皇宸筆『国師号勅書』に「天福幼主の前身たり」の文言に結実する。

一方、俊苧律師に旧仙遊寺（改名して泉涌寺）を寄進したのが豊前御家人の宇都宮信房だとしても、寺地の本所としては九条家領である。鳥辺野葬地の南端の同地域は貞信公以来の墳墓地で、九条家領月輪殿に近隣している立地から、四条天皇の葬地選定の決定者は九条道家をおいてほかにいない。泉涌寺内に造営された四条天皇「御堂」（古伽藍図から宝塔と法華堂の構成であったと推定する<sup>(13)</sup>）には九条道家の差配で新御堂領が施入されている。この法華堂の遺跡こそが四条天皇御影堂として、現行の靈明殿の一流流にあたる。

他方、泉涌寺僧団も受身に終始したわけではない。反鎌倉一色の京都僧俗社会の孤児ともいえる幼帝の奉葬にみせたのは、まさに律僧の矜持である。そもそも俊苧律師の泉

涌寺僧団は、南山律師道宣（五九六～六六七）のとなえた四分律宗に属し、分通大乘義の律藏に根本教義をおく。かの源信『往生要集』に影響をあたえるなどした道宣『四分律刪繁補闕行事抄』は、その第二六「臨終行儀」にみるように優れて救済的宗教であつて、授戒と引導の意義、ひいては積極的に送葬儀礼に関与したのが律宗僧団であつた。俊苳律師の受戒御弟子としての天皇であれば、その奉葬義務は泉涌寺の当然の帰結であつたといえよう。北京律本山の泉涌寺が、以後の皇室送葬儀礼に関与するのは、こうした立場からである。<sup>(14)</sup>

## (二) 泉涌寺に収斂してゆく天皇奉葬の過程

〔深草の法華堂〕 後高倉院流が四条天皇をもつて断絶した後、幕府を背景に西園寺公経は孫の姞子を後嵯峨天皇の中宮に冊立して後深草天皇へと皇統をつなげるのであるが、この後嵯峨・後深草両天皇の持明院御所はもと後高倉院御所を踏襲したものである。以降、両統迭立期に中宮を輩出することになる西園寺家は（幕府も同調して）、血縁でもあり自家繁栄の礎または犠牲になつた格好の四条天皇を供養すべく泉涌寺を重視する。<sup>(15)</sup> 嘉元二年（一三〇四）に後深草上皇のために安楽光院に法華堂（後深草院法華堂）が建立され、のち泉涌寺での御火葬・御拾骨、深草納骨が持明院統

北朝の伝統を形成することになる、これが俗に「十二帝陵」と称される深草北陵である。<sup>(16)</sup> 【系図①】

〔後光厳院の苦悩〕 その大きな画期が後光厳院の存在である。南北朝の動乱のさなか、覬覦擾乱で擁立された後光厳天皇は自己の正統性の瑕疵に苦しみ、やがて皇位継承問題について父兄上皇と間隙をうみ対立を深めることになる。<sup>(17)</sup> この葛藤心理もあつて泉涌寺第二十一世長老の竹岩聖皇に御帰依され、応安七年（一三七四）正月二十九日、雲龍院聖皇を戒師に、安楽光院見月を剃手として落飾崩御される。同二月二日に泉涌寺山内で御火葬、雲龍院に御分骨奉葬、翌三日に深草法華堂へ御納骨された（『後光厳院崩御記』「凶事部類」）。みずからを持明院正統とする強い御自覚が、四条天皇や後深草院への回帰となつた事象といえよう。おなじように後円融院も明徳四年（一三九三）四月二十六日に崩御されるや、翌二十七日に泉涌寺にて御火葬、雲龍院へ御分骨奉葬、二十八日に深草法華堂へ御納骨と踏襲される。こうした泉涌寺雲龍院への御崇敬は、後柏原天皇の勅慮として、後土御門天皇が崩御された御黒戸殿<sup>(18)</sup>そのものを雲龍院本堂として施入されるまでの殊遇となる。<sup>(19)</sup> 不幸にも後光厳院統は称光帝で断絶するのではあるが、以降の諸帝はたとえば後奈良天皇が弘治三年（一五五七）九月五日に崩御、



〔幕府の優遇政策〕 その契機となったのが、野村玄氏の指摘されたように「高仁親王夭折事件」であったことは否定できない。徳川幕府が待望した皇位継承者、東福門院（徳川和子）所生の高仁（すけひと）親王が寛永五年（一六二八）にわずか三歳で夭折するが、般舟三昧院の陵墓地に直葬して「御吊」も挙行しない京都朝廷（関白の近衛信尋および前任の鷹司信房と九条忠実）の薄礼待遇に、外祖父である大御所秀忠（および將軍家光）が震怒した。この感情的な朝幕間の礼制問題が、東福門院の御養子として即位した後光明天皇の承応三年（一六五四）の御葬祭に集約されることとなる。拙論は負荷にたえぬから結論だけ述べれば、①庶嫡峻別の陵墓厳正化、②幕府礼式『朱子家礼』の准用、の二点であろう。御拾骨における混乱防止、事実上の火葬停止などは些末な事象といえる。幕府の陵墓施策について泉涌寺が抵抗をしめた形跡はない。泉涌寺としては、下火儀を執行さえすれば御火葬の変更ではないし、密々之儀として奉埋してしまえば全身舍利の独占、いわば常に「泉涌寺・般舟院」と並べて扱われてきた同輩寺院への完全勝利を意味する。

事実、江戸時代を境に泉涌寺御廟所は、皇室の嫡流陵墓としてきわめて厳正に運用されることになる。天皇（贈太上天皇を除く）には九重石塔、中宮でも皇后皇太后に昇ら

れた門院は宝篋印塔、その他おおぜいの中宮女御（贈皇太后）の門院、院号の天皇生母は小さな無縫塔にすぎない。親王墓は追尊太上天皇でも無縫塔が原則だが、後述する三方の嫡出親王には立派な宝篋印塔が奉建されている。それでも廟所に埋納される方は恵まれており、皇后所生でも女子であれば妙莊嚴院のように、また天皇生母であつても東京極院勸修寺婧子のように泉涌寺陵へは埋葬されず、別院たる雲龍院墓所に補助機能を充たさせて般舟院など他所への流出も抑えている。かくて御廟所は、墓石企画の統一性もさることながら、幕藩身分体制や儒教的血統主義に依拠して庶出子を完全排除した聖域となる。ここにおいて泉涌寺は、嫡流陵墓の守護寺院として、御黒戸四箇寺院とくに般舟三昧院との差別化を（尊牌の回収を除くすべてにおいて）完璧になしとげるのである。

〔寺格上昇運動〕むしろ、これを奇貨とした泉涌寺側は、近世寺院の対朝廷施策として積極的に寺格上昇運動を展開してさえゆくのである。享保十一年（一七二六）の開山五〇〇年遠忌に際して、すでに前年八月に勅会準備の綸旨を求め、十二月二十六日には中御門天皇の「国師加号宸翰勅書」を発給、宸筆諡号も破格であるが、開山俊苻律師が「天福幼主の前身たり」つまり四条天皇が転生であること

を公認させる内容自体いわば満額回答を引き出ししている。

二月十三日から二十八日にかけて勅使が登山して勅書奉納、三月八日の正忌法要の舞楽庭儀曼荼羅供を勅会としているから、もはや律寺の盛儀をはるかに超えている。こうした皇室の泉涌寺御崇敬の結果、慶応元年（一八六五）十二月二十七日「諸寺之上席」の優詔が下されたのである。孝明天皇の繪旨奉書には「四条帝以来、御代々御陵、守護之官寺。皇祖御尊敬之訳ヲ以、諸寺之上席たるべく仰出され候事」（泉涌寺所藏）とある。これは幕府の宗教政策でいえば事実上、五山筆頭の南禅寺と同格という殊遇である。

#### （四）徳川幕府による泉涌寺への待遇と伽藍再興

〈慶長復興〉 応仁兵火の灰燼からの本格的な復興事業も、前章でみた朝幕関係の転換期とかさなる。泉涌寺が後水尾天皇の家族的な靈廟という色彩を濃くしてゆくのの前後して、まず慶長十六年（一六一二）三月には「後水尾天皇繪旨」（泉涌寺藏）によって天正度内裏紫宸殿が施入されて、十一月八日に立柱、同十五日に上棟（同「棟札」銘）されて海会堂（御法事殿）として移築、これなど慶長度紫宸殿が仁和寺金堂に移築される先例になるほどの殊遇措置であった。<sup>(30)</sup>この「慶長復興」の内実は、ほかにも天正度内裏御殿が方丈として、御文庫が舍利殿として移設されている

ように、朝廷の主導による移築普請であった。

〈寛文再興〉 これに対して「寛文再興」は本格的な新築工事を中心とした幕府直営普請であった。後水尾院の要請をうけて寛文四年（一六六四）から本格化する再興事業は、將軍家綱を本願、京都所司代を惣奉行、これに大工頭の中井大和守正知<sup>(31)</sup>以下が従事する大造営である。わけても再建された仏殿のような大規模式正の禅宗様建築は、当時でいえば日光輪王寺の大猷院靈廟本殿（家光廟・承応二年（一六五三）造営）など限られた最高格式で、殿内装飾は狩野探幽など惜しめない作事を誇っている。<sup>(32)</sup>いかに大建築であったかといえは、信長造進の旧仏殿を撤去、さらに舍利殿を後方に曳屋してまで、この仏殿建設が敢行されたのである。仏殿の高須弥壇に奉安された釈迦・阿弥陀・弥勒の「三世仏」（承久二年（一二二〇）『泉涌寺殿堂房寮式目』は、『東山泉涌律寺図』（古伽藍図）以来の由緒ある宋代禅律寺院の遺風をつたえる意味で国内類例の少ない莊嚴である。また能「舍利」の舞台として有名な舍利殿は「仏牙」の靈宝で知られ、舍利の寺として泉涌寺信仰の中心的存在となつてゆく。この後、江戸時代を通じて二度の大火にみまわれ、天保十二年（一八四二）炎上、弘化二年（一八四五）再建、安政五年（一八五八）炎上、文久元年（一八六一）再

建と、御法事殿や御影堂のある方丈区画は統廃合を繰り返すことになるが、根本伽藍の中心は寛文再興の姿をよく保存している。

〔文久修陵〕 尊王思想の興隆を背景とした宇都宮藩建白に端を発した山陵修復事業は、文久二年（一八六二）十月に戸田大和守忠至（同藩家老）が山陵奉行に任ぜられてはじまるが、今日これを「山陵復古」の文面のみで解釈するむきがある。たしかに戸田個人の思想には、慶応二年（一八六六）の孝明天皇陵の造宮でみせたように山陵の復活や茶毘式の廃止など復古神道主義的な色彩が認められよう。<sup>(33)</sup>しかし実際には、元治元年（一八六四）から慶応元年（一八六五）五月までの泉涌寺を対象にした「修陵」事業では、廟所の仏式御石塔が充実され、新装なった御廟所唐門から新たに回廊を付加、修理のことは靈明殿にまで美麗を尽くしたもので、排仏臭は微塵もない。<sup>(34)</sup>これに先立つ文久四年（一八六四）正月に上洛した將軍徳川家茂に対して朝廷は、同二十一日に従一位に昇叙、右大臣に栄転させているが、これは幕府の「文久修陵」への嘉賞であった。そこで二月七日に家茂は徳川將軍としては初めて泉涌寺に登山、將軍後見職一橋慶喜や京都守護職松平容保などの要職を扈從しての御参詣で、御廟所・御影堂・靈明殿に賞叙謝意を奉告

している。戸田忠至の泉涌寺修復は、実はこの直後のことであった。

### （五） 泉涌寺「靈明殿」とは

〔靈明殿の勅額〕 靈明殿という殿号の出典は漢代礼制の故事にみえ、皇帝が南郊に行幸して昊天に先祖を配祀するための廟堂「靈台」「明堂」が語源である。我国では歴代天皇に関する御位牌所をさしてひろく用いられるが、泉涌寺の場合は後西天皇の宸筆額を掲げた勅銘の殿舎である。現在、泉涌寺月輪陵には四条天皇月輪陵外二十四陵・後土御門天皇灰塚外四所・温仁親王墓外八墓（二十五陵・五灰塚・九墓）という国史上最多の陵墓群が構築され、御陵守護の根本堂である靈明殿が陵所唐門に正中している。漢代の儀式書『漢官儀』（後漢書）明帝紀の李賢注に引く逸文）によれば、古代陵墓の廟祭とは簡潔なもので『統漢書』祭祀志下もほぼ同文で紹介してある。

古は墓祭せず。秦始皇、寢を墓側に起して、漢は因（より）て改めず。……其れ陵所に親（つかへ）る宮人は、鼓漏に随ひて被枕を理（と）のへ、盥水を具（そな）へ、莊具を陳（なら）ぶ。

陵墓祭祀とは秦の創始した陵側の寢廟が起源で、これを漢も継承したという（墓を祭らないのが古礼というスタンスは

儒者の共通認識)。陵所勤務の宦官は、漏刻(水時計)の報鼓にしたがって、夜に布団と枕を整え、朝に洗面のための「盥水」を用意する。ようするに蔡邕「独断」に「起居の衣冠もて生を象(かたど)る」とあるとおり、生前の皇帝に奉仕するかのような「如在の儀」が陵廟の祭祀であった。実際、泉涌寺に伝来する歴代天皇皇后の御遺品には、こうした洗面具「盥椀」が多く収蔵されている。拝すごとに「未旦求衣之勤、毎日整服、盥嗽拜神」(寛平御遺識)が想起されるが、なき先帝に如在におつかえする陵寺陵廟としての性格を泉涌寺靈明殿が有する証拠ともいえよう。<sup>(36)</sup>

〈天皇の家廟〉 泉涌寺における靈明殿の原初をいえば四条天皇法華堂にまで遡源するわけであるが、おそらく四条天皇の御肖像・御念持仏(千手觀音立像)・御位牌を奉安した小御堂で御読経所が付属する靈廟建築であった。いつしか近隣の藻壁門院法華堂が退転したあと、母後の尊牌もあわせて祀られたものと思われる。

一方、慶長・寛文の間を画期として後水尾院統の御位牌堂が別殿として成立したが(『泉涌寺殿堂并什物色目』)、こちらが靈明殿の直接の祖形である。寛文再興の完成図と推定される『泉涌寺新伽藍図』(泉涌寺蔵)には、廟所前方に正中して正面五間・奥行二間ばかりに階隱向拝を附した檜

皮葺殿舎が描かれている。享保頃の指図史料<sup>(37)</sup>によれば、内陣三間は三龕の厨子になっていたようで、中央間に始祖としての陽光院(誠仁親王)、家祖として後水尾院・東福門院夫妻と靈元天皇を祀る独特の皇統意識が特徴的である。後陽成天皇と明正院以下の江戸期天皇、および後光厳院から正親町天皇にいたる各天皇尊牌は左厨子に、各門院方尊牌は右厨子にと区分奉安されている。まさに陵墓に厳密に対応した近世天皇家の家廟ともいへべき性格が指摘できる(夫妻・天皇家は不適當表現)<sup>(38)</sup>。実は後西院宸筆の「靈明」勅額が掲揚されていたのは、こちらの殿舎であった。

ところで、この靈明殿が天保十二年(一八四一)に焼亡すると、幕府は財政難を理由に弘化二年(一八四五)再建では御影堂と御位牌堂とを合併兼用させる。安政五年(一八五八)炎上をうけた文久元年(一八六一)再建では、もとどおり御影殿も別殿で復活されるのではあるが、四条天皇御影堂(法華堂)と御位牌殿(陽光院以降の後水尾院統の家廟)との合併策が既存していたわけである。やがて明治十七年再建「靈明殿」で合祭殿が実現する、その素地となっていたことは注目に値する。

〈嫡出陵墓制〉 四条天皇月輪陵にはじまる泉涌寺廟所(御陵所)は、開山堂の位置から考えて古伽藍図に見える十六

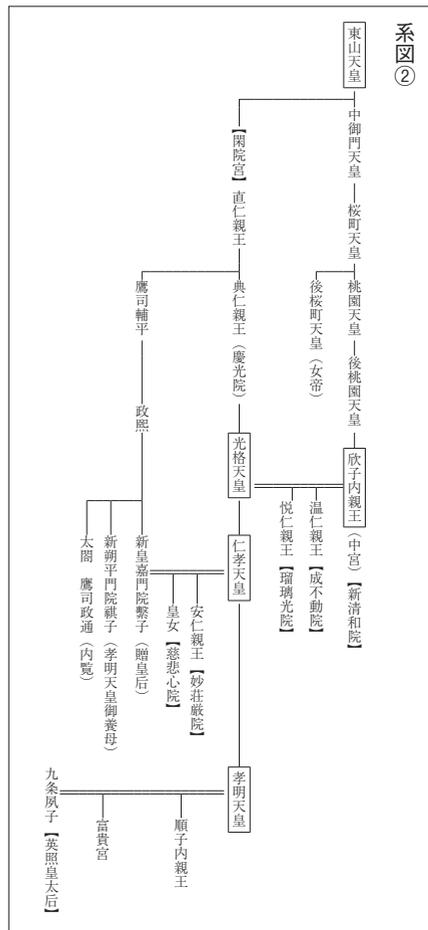
観堂院に相当する。もともとは葬場殿を建てた御火葬所であつたものが後陽成天皇御灰塚（九重石塔）以降、近世天皇の陵墓地として定着する。江戸幕藩体制下、この泉涌寺廟所が嫡流陵墓としてきわめて厳正に運用されることとなる経緯は先述のとおりである。天皇と嫡后（門院方）<sup>(39)</sup>のほか、奉葬埋葬が許されたのは嫡出親王、つまり夭折した皇位継承者だけであるから、ひとえに皇位との関わりだけが判断基準であつた。皇位の源泉が伊勢神宮に求められるとすれば、皇位の最終回収地が泉涌寺廟所に帰結するものと換言できよう。<sup>(40)</sup>もつとも將軍宣下を付与することで徳川幕府の権威源泉であつた天皇位であるから、その嚴重裡な一元管理は幕藩体制の命題である。こうした幕府の不可避の命題が、泉涌寺をしてかくも厳格な陵墓運営をなさしめた事由であろう。

さらに、たとえば後桃園天皇で皇統断絶の危機にあつた際には、皇女の欣子（よしこ）内親王に同じ東山院系の閑院宮家から光格天皇を入婿的にむかえているが、本来目的は中宮欣子内親王（新清和院）の嫡出子に期待しての婚姻政策であつた。<sup>(41)</sup>しかし嫡出皇子の温仁親王（成不動院）も悦仁親王（瑠璃光院）も夭薨されてしまい、泉涌寺廟所に鄭重に埋葬される。まさに皇統の連続性が強く意識された政策の、悲劇的な展開であつた。<sup>(42)</sup>結局は後桃園統が断絶す

ると、おなじ東山天皇の出自をもつ皇別撰家から鷹司繫子（つなこ・新皇嘉門院）を女御に冊立して、庶出の仁孝天皇を皇統血脈的に補強しようと企図したが、今回も安仁親王（妙莊嚴院）は夭薨、ついで女御繫子まで皇女産褥で崩御され泉涌寺廟所中のひととなる。<sup>(43)</sup>これら三方の嫡出親王の陵墓は、廟所でも立派な宝篋印塔となつている。再度かさねて妹の鷹司祇子（やすこ・新朔平門院）も入内されたが、結局この皇別姉妹の婚姻計画は成果をうまず、庶出の孝明天皇は新朔平門院を御養母として即位される。のち攘夷派の孝明天皇をして、儀叔父にあたる開国派の大閣鷹司政通を生涯おそろしく畏怖せしめたのは、このような皇統意識の鬱屈であつた。<sup>(44)</sup>以上の経緯をみるならば泉涌寺の嫡出陵墓とは、そのまま近世皇室の厳格な皇位継承過程を可視化した聖域だといえる。

<sup>(45)</sup>ここに孝明朝の弘化二年（二八四五）再建「靈明殿」の指図があり、その南一厨子に特殊な祀られかたをした三位牌が認められる。まさに上述の「成不動院」「瑠璃光院」「妙莊嚴院」の御三方尊儀の尊牌である。嫡出陵墓のありかたと、靈明殿内の尊牌配置が当然ながら祭祀的に濃密な一体性を有している証拠である。【系図②】

系図②



(六) 朱子家礼「祠堂」と靈明殿

〈朱子学の性質〉 そもそも宋学（朱子学）とは、近世の東アジア世界を席卷した儒教哲学である。爛熟した北宋文化は、強固な皇帝権力と、専制君主を支持する文人官僚体制を母体とする。内藤湖南博士の指摘のごとく唐代貴族政治を脱却した宋王朝は、宮崎一定博士のいう「東洋的近世」の開幕であった。宋室宮廷では儒仏道三教の混交儀礼に沈溺し、士大夫階層は煩瑣な経書世界に拘泥する。この時代に仏教はようやく中国大陸に土着化、たとえば先祖祭祀を儒教に学んで位牌や葬祭を整備、道教の神祇崇拜を認めて

教（宋学では仏教を「浮屠」と書く）は同一化をはかつて自己防衛するほかない状況下にあったわけである。<sup>(47)</sup>  
 こうして醸成された宋代仏教の特徴は、つとに日宋間に伝播されて神仏習合思想の揺籃ともなり、鎌倉期祖師たちを通じて日本仏教の特質を形成する。<sup>(48)</sup> 三教混交に触発されて醸成された宋学は、さらに南宋の朱熹により朱子学に大成された。<sup>(49)</sup> 禅宗や中世神道とも関連する理論体系はおくとして、儒学礼制を解説した実践書として東アジア世界に受容されることになる朱文公『朱子家礼』<sup>(50)</sup>（文公家礼）の影響こそ問題である。

伽藍神などを撰取、さらに唐代の「沙門不敬天子」をすてて皇帝に膝を屈した。換言するならば、契丹（遼）の外圧のなかで華夷観（中華ナシヨナリズム）が醸成された北宋は、思想的に伝統回帰して新儒教・新道教を形成した。徽宗朝前半の首都開封では『周礼』にもとづいて明堂が建設され、その後半には道教に淫して艮岳などが築かれているから、外来宗教である仏

〈朱子家礼の伝来と実践〉 そもそも我国では、古墳祭祀をはじめ葬送儀礼は、およそ例外なく深層下において「礼記」（三礼）の影響下にある。葬堂としての法華堂形式も、朱子の祠堂も、こうした先秦古礼に遡源することでは差異がない。そうした宋学礼制を、先取りしたかたちで開山俊仍はじめ禅律仏教が受容しており、遅くとも室町時代中期には完本『朱子家礼』そのものが伝来する。国初以来の『礼記』祭祀観にあつて、宋代仏教儀礼に慣れてきた日本人が『朱子家礼』に心酔するのも当然で、のちに国学者が提唱する神葬祭も古代祭祀との親近性を家礼に認めたからに他ならない。<sup>(51)</sup>じつは吉田神道が唯一神道葬祭次第と称したのは家礼喪礼篇の翻案にすぎず、これをもって吉田兼見と神龍院梵舜が秀吉豊国廟（慶長四年（一五九九））、家康久能山廟（元和二年（一六一六））を造営して成功している。<sup>(52)</sup>幕府御用の朱子学者であり後に大学頭林家の始祖となる林羅山が、長男叔勝の葬儀を『朱子家礼』で行ったのが寛永六年（一六二九）である。子息の林鷲峰が母堂（羅山妻）の儒葬を記録した『泣血餘滴』二巻を著わして脚光をあびたのが明暦二年（一六五六）であるから、まさに承応三年（一六五四）の後光明天皇御葬祭における時代潮流がわかるであろう。御三家では、尾張藩主の徳川義直が寛永年間に孔子廟と祖廟をつくり、水戸藩主の徳川光圀も万治元年（一

六五八）に正室泰姫の、寛文元年（一六六一）に父頼房の儒葬を『朱子家礼』に則して行っている。この二人は自身も儒葬で土葬され祠廟に神主が祀られる。<sup>(53)</sup>徳川幕府が朱子学を公用すると、こうして儒葬を実践し、あるいは神葬祭を提唱などしたが、その教科書となったのが『朱子家礼』であった。<sup>(54)</sup>

〈御影像と御位牌〉すでに泉涌寺では慶長頃から御位牌堂が独立して四条天皇御影堂とは別殿として成立している。朝幕関係の進展を見るよりも、ここに朱子祠堂制の影響と時代潮流を認めるべきというのが私見である。前章で見たように、法華堂の系譜をひき四条天皇坐像をまつるのが御影堂であるのに比して、御位牌堂は後水尾院統尊牌を陳列祭祀した近世天皇家の祠廟であり、朱子家礼の説く「祠堂」に該当するからである。

中国大陸でも古代の廟寝制度が不明になるにつれ、父祖の画像や塑像を祀る「影堂」が設置され、影像と木主（神主・位牌）の二重の祭祀対象が儒者の非難のまとなる。「不孝不義」極まりない尊体焼却の風俗「火葬」<sup>(55)</sup>とともに、こうした礼制逸脱を批判するのが儒家であった。かくて南宋の朱熹によって主張されたのが、神主のみを祀る「祠堂」の制度で、そして仏式を排した柩棺土葬の奉奠祭祀で

ある。『儀礼』を中心とした『周礼』『礼記』三礼の復元を標榜して、その実現可能な祭式儀注を提示してみせたのが『朱子家礼』であった。事実、承応三年（一六五四）の後光明天皇奉葬から復活される土葬儀礼について、朝廷では梓棺葬具の詳細などすべて『朱子家礼』を参考に議論がなされている。<sup>(56)</sup> 保守的な朝廷が新来の家礼に跳び付いたのでもなければ、幕府の朱子学的志向に迎合したわけでもない。あくまでも『礼記』以来の古典礼制への階梯として、南宋註釈家の朱熹による解説書『朱子家礼』を受容したに過ぎない。御奉葬の儀礼典拠が家礼であるならば、その御尊牌を奉安する泉涌寺「霊明殿」は、礼制上の見地からは朱子「祠堂」とみなされるべきであろう。

ちなみに、皇室祭祀令（明治四十一年・皇室令第一号）第十一条が、式年祭対象を「先帝以前の三代」（四代奉祀）とする、その礼制上の根拠も『朱子家礼』である。現行「霊明殿」内陣の中央厨子（御龕）に祀られるのは、（陵所祭に准じて）皇室祭祀令に規定される前四代の天皇皇后の御尊牌で、代数を超えると脇龕に遷座される。これなどは儒家のいう毀廟（祧廟）の制度に他ならない。そもそも古代礼制「天子七廟」では太祖のほか六代の皇帝が祭祀対象であったはずで、王・侯・大夫・士の身分に対応して五廟・三廟というような降殺が設定されていた。<sup>(57)</sup> 宋学の特徴のひ

とつは平等主義で、すでに朱子の先輩学者の程（頤）伊川が身分に関係なく高祖父を祀ること（四代奉祀）を一般化し、古礼にない墓祭をも許容したており、これを『朱子家礼』は継承したわけである。<sup>(58)</sup> こうした家礼の四代奉祀説によって天皇祭祀を四世に限定した明治祭祀令は、天子七廟説に依拠してきた荷前・国忌の範囲や律令格式に照らして、おそろしく縮小された薄礼である。

〈女帝の肖像〉 黒田日出男氏や藤田覚氏が疑問を提示しておられるのだが、<sup>(59)</sup> 近世天皇の肖像画「御影」をおおく所蔵する泉涌寺であるが、女帝や門院方の女性肖像は一点も存在しない。この事実は、すぐれて朱子学的な近世ジェンダーの展開であると言える。『朱子家礼』喪礼篇「霊座」条の原註には司馬公曰として、端的にも次のように説かれている。

世俗皆、影を画き、魂帛の後に置く。男子の生時に画像の有りて、之を用ふる、猶ほ所謂（いはれ）無し。婦人に至りては、生時は閨門に深居して、出づれば則ち輜幘に乗り、其の面を擁蔽す。既に死して、豈、画工をして直ちに深室に入れ、面を掩ふの帛を掲げて、執筆して相を譬（そし）り、其の容貌を画かしむべけんや。此れ殊に非礼となす。

位牌（ここでは葬儀の仮神主をいう魂帛）の後に「影像」を併祀することを批難する文意のなかで、とくに夫以外に容貌を見せてはいけない婦人の場合を例に引いて、ややグロテスクな情景で非礼性を主張している。<sup>(60)</sup>近世女帝の宮中祭祀については前著で委細してあるが、<sup>(61)</sup>明正天皇にしても後桜町天皇にしても「出御」の無い存在である。『後桜町天皇宸記』を見ると、年中祭祀や法楽供養など積極的かつ主体的に実行されておられるが、すべて御姿を隠された内々御拝「簾中の儀」である。この点が江戸期ジェンダーを形成した朱子学的な制約であり、ましてや肖像画など製作されるはずもない理由である。<sup>(62)</sup>

### (七) 泉涌寺の明治維新

〈維新の嵐〉 明治元年（一八六八）三月二十八日に發布された「神仏判然令」を嚆矢とした廃仏毀釈の騒動、明治四年（一八七二）正月五日の「上知令」による寺院経済の完全崩壊、これらから明治維新は仏教受難の歲月とされる。<sup>(63)</sup>しかし、すでに明治三年太政官布告七四五号で安倍土御門家「天社神道」を禁止したように、廃仏政策にかぎった方針ではない。あくる明治五年には正式に陰陽道と修験道が廃止されるように、維新政府の近代合理主義が混交物の純正化を指向していたにすぎない。むしろ北京律本山の泉涌

寺にとつては「律宗」等廃止の教部省決定が致命的打撃であり、有名な「今より僧侶の肉食妻帯畜髪は勝手たるべし」の太政官布告一三二二号はさらに深刻な内容であった。

はやく明治二年（一八六九）八月二十五日の太政官布告では、御願寺や門跡寺院に伝統的に許可されてきた菊花御紋章が「泉涌寺」「般舟院」二寺をのぞき全面的に厳禁となった。こうした厳しい明治新政府の改革断行において、「御寺」が特有の有免を享受できる存在であったのも忘れてはならない事実である。

〈佐伯旭雅の入寺〉 財政的に危機に瀕した泉涌寺の改革のため、随心院門跡の佐伯旭雅を第一四三世泉涌寺長老として迎えたのが明治十一年四月である。旭雅の人格形成としては、高野山真別所の栄嚴の系統である。その源流は江戸中期に自誓授戒して有部律による戒律復興を唱えた妙嚴律師で、彼自身も雲照律師とならぶ戒律重視の傑偉ではあった。ただし孝明天皇の御戒師で御奉葬を引導した尋玄密乘前長老から、「四分律」別授大戒（および「禪念方相承」）を受けたのは就任後のことで、密教系の有部律戒と有部作法を導入することで泉涌寺「北京律」の伝統は途絶することになる（「旭雅和上讃語」）。換言すれば律寺解体と、真言宗陵寺としての再出発が、泉涌寺の明治維新であった。事実、

明治二十年（一八八七）七月に旭雅長老が定めた『寺法』（内務大臣山県有朋認可）は、泉涌寺の明治までの歴史を概観した名文である。

夫れ泉涌寺は、開山月輪大師、密法を南山に継ぎ……盛んに律幢を樹立し、兼学の法輪を転ぜし根本道場なり。……是れ上聖主の叡慮を蒙り、下四衆の渴仰を得、終に歴朝の香花院たり。……泉涌寺開山所伝の四分依律の清規を闡揚するは此寺の本義とす。……法流は、血脈断絶し、中古覚雄、松橋を相承するも支流にして、法源の流派ならざるを以て、自今、随心院流を相承し、当山所伝の戒脈を伝へ、戒脈法流と互相伝するを本義とす。<sup>(6)</sup>

開山俊仍が入宋留学して南山道宣から継承した四分律を所依とし、皇室の香華院として歩んできた御寺泉涌寺の歴史を、さすがに高らかに謳い上げている。ただし俊仍以来の法脈の途絶を認め、中古以来の西大寺系松橋流をも支流として退ける。旭雅自身の附法である小野随心院流による密教血脈を根本流派と位置付けて、真言宗本山寺院として再出発するための明治新規範であった。

〈靈明殿焼亡〉 改革も途に就いたばかりの明治十五年（一八八二）十月十四日、靈明殿の香盛所から失火、夜半とは

いえ山内止宿の僧侶衆の奮闘もあり、尊牌尊像はすべて遷座できて無事であった。とはいえ幕末文久の再建建築のすべてが、一度に回録に帰す大焼亡であった。方丈建物をはじめ御法事殿の海会堂、すべて廊下で接続されていた御影堂から靈明殿、文久修陵で回廊がのびていた廟所唐門までが灰燼となった。かつて天保焼亡を好機として水戸斉昭が山陵復古を建前に、本音では泉涌寺廃止を建白主張したことがあったが、まさに水戸学らしい排仏論であった。こうした水戸学や平田派復古神道が明治新政府の思想信条であるのであれば、もはや泉涌寺再建などは絶望的である。このあたりの『泉涌寺史』の記述は哀切をおび時に悲壯感に溢れているが、よろしくない。ことは旭雅長老や玄猷執事の奔走で左右できる問題ではない。「焼亡↓嘆願↓再建」の構図から脱却しなければ、この明治期靈明殿再建論のもつ本当の意義は見えてこないからである。

### （八） 赤坂仮皇居時代の画期

〈時代論の提起〉 筆者は前著のなかで「赤坂仮皇居時代」の特殊性を主張したことがある。明治六年（一八七三）五月五日に江戸城西丸皇居が炎上、これより明治二十二年（一八八九）に明治宮殿が成立するまでの十六年間、明治宮廷と政府機関は赤坂青山御所に移転する。この赤坂仮皇居

の時空空間こそが、まさに近代的礼制における試行錯誤の実験場であったと捉えているからである。明治維新史という研究領域には膨大な研究蓄積があり、小論のよく抗えるものではない。ここでは独自視点のみを以下に述べさせていたであろう。

維新期行政は当初「神仏分離」のような過激施策の連発で、まるで宗教革命の様相を呈していたが、まず平田派国学者、ついで津和野派など神道原理主義者が失職すると、時代潮流は揺り戻しの雰囲気をおびてくる。かくて近代天皇制にふさわしい宮中祭祀が志向され、古代以来の伊勢神宮や内侍所「賢所」との関係を整理合理化する、そんな画期が赤坂仮皇居時代であった。別表に「明治初年の神仏分離および宗教政策の比較表」を掲示してあるのでご覧いただきたいが、維新期改革の最高潮は明治四・五年で、以降はその揺り戻しで政策が暫時的に温和化してゆくように見える。

〈明治施策の分水嶺〉慶応四年（一八六八）二月三日の官制で神祇事務局が事実上の「神祇官」として復活すると、三月二十八日の「神仏判然令」で平田派国学者の意図したのは神仏分離であったが、廃仏毀釈の混乱をまねいただけで制度上の成果はない。十二月二十五日には孝明天皇三年

祭を神道式で親祭、同日に明治天皇は後月輪東山陵へ行幸されるが、神祇官の新局面は泉涌寺を無視する程度に過ぎない。ついで東京行幸に發軔した往路を伊勢にまげて三月十二日に天皇初の神宮御参拝を敢行するのであるから、後月輪行幸と伊勢行幸とは一対の祭祀的施策であったと読み込むことができる。

祭祀改革が本格的に始動するのは、津和野派が神祇官行政を掌握した明治四年（一八七二）からである。年頭一月五日の太政官布告「社寺領土地令」は宗教界の廃藩置県に匹敵するもので、こうした封建体制解体の急速推進は所謂「留守政府」政策の特徴である。<sup>(65)</sup>ただし、土地令の対象は寺院に限っておらず、神宮神社もまた神領神地を喪失したのである。「維新＝廃仏」の史観を離れて仏教界・神祇界の双方向に分析すべきで、「皇室の神仏分離」といった限定的なスケッチも妥当性がない。例えば、同年五月に京都御所内の仏教施設「御黒戸」を搬出分離して新たに奉安所「恭明宮」が成立するが、これなど同五月に始まる伊勢神宮改革「神宮御改正」と正確に連動している。同月に神宮神職の世襲制を全廃したのは旧弊払拭にとどまらず、最終的には伊勢神宮の東京城への遷座計画まで視野にあった。今日的には夢想的な神宮動座論であるが、まさに大國隆正の弟子である福羽美静らしい施策で、すべての宗教的な介

在を締め出して祭政一致の天皇親祭を実現しようとする指向したものである。事実、後七日御修法など勅会を全廃した九月、東京の賢所において本来は神宮祭祀である神嘗祭が明治天皇の親祭ではじめて斎行されているのは象徴的である。

この明治四・五年は所謂「留守政府」の性急な改革断行で知られている。懸案の廃藩置県を実施した後、明治四年（一八七二）十一月十二日に岩倉使節団は米欧視察に出発、明治六年（一八七三）九月十三日帰国まで一年九カ月の政治空白を預かったのが留守政府である。上地令から岩倉帰国までの二年間余は、近代日本の歴史において急進的改革が最も大量かつ集中的に実行された時期である。かくて留守政府の精力的な施策によって、封建的旧制度が否認され近代的社会制度が短期間に創設されたのであるが、それだけに士族などの反発は必至であった。後日、視察団内で反目を深めた大久保利通と木戸孝光、留守政府で突出した急進的改革の中心人物であった司法卿江藤新平、明治六年改革で下野する陸軍大将参議の西郷隆盛には大きな代償が待っている。同時期その過激な神祇政策は神祇少副の福羽美静の胸奥から出たものである。彼の率いる津和野派とは、大國隆正の思想を継承しており、この時期に神道を名目にキリスト教弾圧を敢行するほどの神道原理主義であった。ただし留守政府内における福羽美静の立場はあきらかに微

妙で、さながら同床異夢といった感がある。<sup>(68)</sup> 明治四年（一八七二）八月八日に神祇官が神祇省に降格されてしまうのは、なんと美静が神祇大副に昇進した三日後であった。同九月三十日には神祇官神殿から「皇霊」を奉遷して宮中賢所に御同座となる。福羽の原理主義的な神祇政策と、超現実主義的急進派の留守政府との思惑が軋み始めたのである。うが、翌明治五年（一八七三）三月十四日ついに神祇省も廃止されて、教部省が神社行政を、宮内省式部寮が祭祀を分担することになる。もはや神祇官神殿は事実上の廃止であるから、四月二日には神殿に奉斎の「八神」「天神地祇」が宮中賢所の御遥拝殿に遷座される。かくて五月二十四日に福羽美静は教部大輔を致仕して失脚する。明治四・五体制内の抗争であった。

この期間でなされた神祇政策の眼目は、神祇官と神祇官神殿の解消を前提として、すべての奉斎神を宮中賢所へ回収奉遷する作業であった。美静は元来が大國隆正説であるから、間接的な神祇官祭祀よりも、直接的な天皇親祭が目的である。したがって宮中賢所への奉斎神の回収を計画し、自身の職務期間内に完遂したものと考える。こうした宮中三殿の成立過程を比較すると、宮中「御黒戸」を遷出して新施設「恭明宮」を成立させたのも、おそらくは一貫した祭祀的政策に出たものと考えざるべきであろう。

〈明治六年の揺り戻し〉 明治六年（一八七三）三月十四日、突然として恭明宮は廃止され、同十七日には泉涌寺に「御黒戸」が奉遷される。恭明宮白紙化・泉涌寺統合に加えて、明治九年（一八七六）六月一日の宮内省通達は「京都府下各寺院之尊牌・尊像」の泉涌寺合併が「仰出され候」とあって、般舟三昧院をふくめて京都府下全域から歴代天皇の御位牌や尊像が泉涌寺に回収一元化された。もともと宮内卿通達は旧門跡寺院など数箇寺が除外されたように読めるし、般舟院から返還運動などの抵抗もあったようであるが、実際に明治九年（一八七六）六月一日宮内省の御下賜金交附通達で「尊牌・尊像奉護料」を拝受できたのは泉涌寺だけである。ここに明治四・五体制下における当初の過激な宮中御黒戸分離案が否定され、陵寺たる泉涌寺への統合という温和な妥協案に漂着したわけである。その過程で一挙に尊牌類を泉涌寺へ回収したのも、宮中三殿の成立過程に似ている。すでに近世には白川伯家邸内に皇霊社が祀られており（拙著六三八頁参照）、「八神殿」も吉田家と白川伯家に対立存在していたのを、各宮家邸のものまで悉皆的に回収したのが神祇官神殿であった。

明治十一年（一八七八）に「春秋二季皇霊祭」を仰出（式部寮達）されると、皇霊祭祀（皇室の先祖祭祀）は春秋「彼

岸会」が東京賢所「皇霊殿」で奉斎される一方、「玉盞盆」は泉涌寺靈明殿で御合祭という住み分けが形成される<sup>(89)</sup>。面白いことに明治十五年（一八八二）内務省通達によつて神官の葬祭関与が禁止されると、幕末維新时期にあれほど期待された「神葬祭」の普及は頓挫、こうして仏教は息を吹き返すことになる。実際に明治十三年（一八八〇）七月月十六日の明治天皇・昭憲皇太后（当時は皇后）の月輪陵行幸からは泉涌寺へも御参拝、靈明殿における焼香拝礼も復活している。すでに明治七年（一八七四）四月に佐賀の乱で急進的法治主義者の江藤新平は処刑され、明治十年（一八七七）五月に木戸孝光は病死、九月には敬天愛人の西郷隆盛も西南戦争で敗死している。翌明治十一年五月には大久保利通が不平士族に暗殺されており、時代は改革から揺り戻しへと潮目を変えていたのである。

明治十五年（一八八二）の泉涌寺焼亡の前に、このように靈明殿への天皇御参拝なども復旧した上、さらに御黒戸・尊牌を一元管理する御寺として不動の地位となっていた。振り返れば明治維新を通して、過去一度として泉涌寺に菊花御紋章が停止されたことはない。『泉涌寺史』はこのあたりを正確に編年記述しないから、明治維新の嵐のさなかに焼亡再建の嘆願運動があったように誤解させる。明治四年に停止された後七日御修法も明治十五年八月に再興

(70)  
明治初年の神仏分離および宗教政策の比較表

宮中三殿の成立までの祭祀改革と伊勢神宮		明治「靈明殿」成立までの宮中「御黒戸」と泉涌寺	
明治元年(1868)	2月 3日 官制 神祇事務局(神祇官復活)	3月 28日 神仏判然令(神仏分離)	12月 25日 明治天皇 孝明天皇陵を御参拝
明治 2年(1869)	3月 12日 明治天皇はじめて神宮を御参拝 12月 15日 神祇官「神殿」竣工		
明治 4年(1871)	1月 5日 社寺領土地の「太政官布告」 5月 14日 神宮祀職の世襲制を廃止 7月 8日 神祇官を神祇省に降格 9月 17日 賢所「神嘗祭」の親祭 30日 皇霊を宮中賢所へ遷座 12月 22日 左院建議「神宮東京御動座案」	境内地を除き土地(陵墓は官有地に) 5月 30日 京都御所「御黒戸」を搬出遷座 9月 2日 後七日御修法など勅会を廃止 11月 10日 恭明宮「御黒戸」奉安所の成立	
5年(1872)	3月 14日 神祇省を廃止(教部省・式部寮) 5月 24日 福羽美静の失脚(教部省致仕) 11月 23日 神宮に新嘗祭を新設		10月 5日 律宗を廃止 真言宗へ合同
明治 6年(1873)		3月 14日 恭明宮の廃止 3月 17日 旧恭明宮「御黒戸」を泉涌寺へ奉遷 6月 1日 諸寺「尊像尊牌」を泉涌寺に回収	
7年(1876)			
11年(1878)	7月 18日 春秋二季皇霊祭を仰出(式部寮達)		
13年(1880)		7月 16日 明治天皇 「靈明殿」を御参拝	
15年(1882)	(8月 4日 後七日御修法の再興)	10月 14日 泉涌寺「靈明殿」焼失	
16年(1883)		6月 26日 月輪大師号の宣下	
17年(1884)	1月 24日 勅使参向は大礼服から衣冠に復旧	10月 15日 再建「靈明殿」竣工	
20年(1887)		1月 30日 明治天皇 再建「靈明殿」を御参拝	
22年(1889)	宮中三殿の竣工		

され、翌十六年(一八八三)六月二十六日には開山俊祐に陵寺にちなみ「月輪大師」が諡号されている。明治十七年(一八八四)一月二十四日の礼制復旧では、神宮神社等に派遣される勅使参向使の服装が、洋装の大礼服から旧来の衣冠に戻されているのだから、いかに続々と懐古的な風潮が醸成されていたか知れよう。こうした環境で同年十月十五日に再建「靈明殿」は竣工したのである。

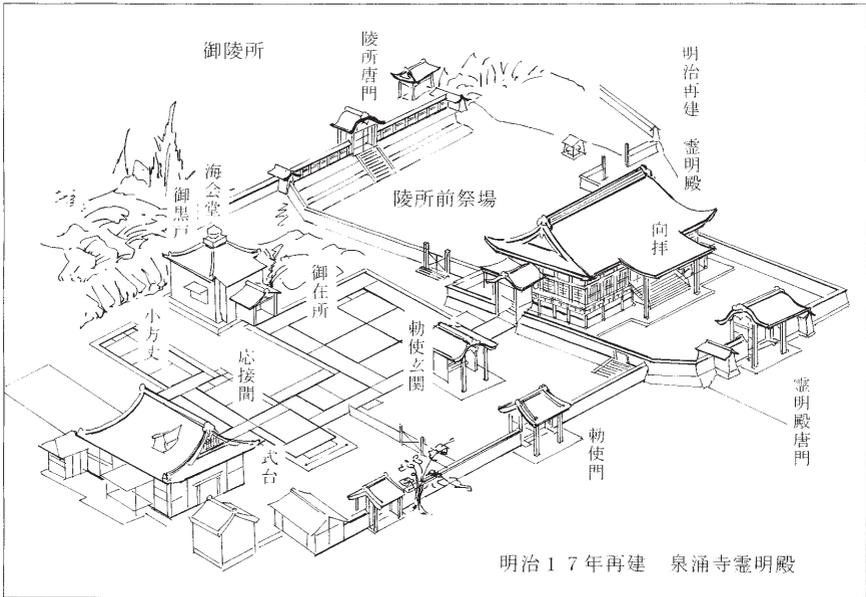
〈再建された靈明殿〉 それにしても明治天皇も仮皇居で節約生活であった赤坂時代に、美しい素木檜皮葺の荘厳な靈明殿が新築されたのは、やはり驚きである。明治再建の特徴は①合祭殿(旧御影堂と旧御位牌堂)、②陵所前祭場の確保、③土蔵造の海会堂(旧法事殿を再建せず)、④海会堂から靈明殿への伽藍中心軸の移動、⑤里御殿の移築による行幸御殿の併設、以上の五点である。近世に旧御位牌堂(靈明殿)が陵所正面に成立すると、旧四条天皇御影堂の方は所在地が流動化してしまう程であったから、この機会に弘化度再建時のように両殿を併合、しかも陵所前に神式祭場を確保するため「靈明殿」は敷地全体を前方に突出するかたちで新築される。御黒戸をはじめ仏像や日本尊をまとめて「海会堂」に収蔵したのは、靈明殿の祠廟として純化、防火の二目的である。紫宸殿が施入されるほどの御法事殿は回忌

法要の厳修される泉涌寺本堂であったが、これを明治政府は再建せず、行幸御殿の奥に建てた土蔵御堂が旧名称を継いだ。伽藍中心軸上に仏殿・舍利殿・海会堂が並ぶ旧観は、宋代寺院を模倣した原初泉涌寺の形式を継いだものであった。海会堂の要地を行幸御殿が占有し、建物規模の重心が霊明殿へ移動したのも、ひとえに明治政府の期待する再建泉涌寺の役割が変化したからに他ならない。こうして海会堂（御法事殿 から霊明殿（御位牌堂）への重心移動が完了される。もちろん方丈建築は、天皇御参拝の行幸御殿（御休所・御座所、正しくは「行在所」というべき）として必要であるから、里御殿や御所対屋を移築して完備されたのである。再建事業の方針は以上に明白である。

竣工した明治再建「霊明殿」は、旧御影堂と旧御位牌堂の合祭殿であるから平面規模では正面七間・側面五間と一回り増大した。正面中央間を広幅にとり、これに対応して木階を附して、かなり立派な階意向拝が付属する。中央間が妻折棧唐戸、正面のみ葺戸を吊り、側面は舞良戸で、みな内に明障子を入れてある。梁行は奥二間が内々陣、次の二間が内陣、外一間が外陣、内々陣に五間の扉付厨子が作付けてあり、中央龕と南北龕には室内唐破風屋根型がある。すべて帝室林産の上等檜材で構造された重厚な素木造建築で、檜皮葺の屋根、妻破風の鍍金飾金物が格式の高さをあ

らわしている。御厨子内には四条天皇ほか御尊像、御歴代御尊牌、皇后門院方、門跡親王方の尊牌のみを奉安していて、まったく仏堂というよりも祠廟である。以前にもまして朱子の祠堂的な性格に変容された霊明殿であった。

〈宮中三殿の雛型として〉 前著において宮中三殿の成立過程を考察したなかで、「三殿分立案」原案について木子清敬の図面を紹介した。<sup>(1)</sup>この清敬（きよよし）は維新前から内裏修理に従事した棟梁で、東京奠都に扈從して皇居造営掛に勤務していた時期が泉涌寺再建工事にあたる。もともと木子家とは、禁裏修理職惣官方の常式大工棟梁で、播磨家・甚三郎家・作太夫家の三家に分流、木子清敬は甚三郎家の当主である。曾祖父の清宣が後桃園天皇凶事御用をつとめて泉涌寺とも縁故があり、ついで光格天皇大嘗会の主基殿を祖父清久が担当した。この清久と父清房が寛政度復古内裏の清涼殿を分担しているから、石灰壇の復元にも深く関わっている。有職大工家である木子清敬は、赤坂皇居の仮賢所（一殿三分の形式）を建設し、ついで吹上に宮中三殿「三殿分立案」を試案していた頃、明治十五年泉涌寺焼亡をうけて宮内省内匠寮の京都出張となる。彼は孝明天皇御葬送に携わり、泉涌寺に御陵祭典仮建物を建設したことあつて少なからず御寺とは因縁がある。



附図【明治十七年再建 泉涌寺霊明殿】

賢所建築は江戸時代以前の春興殿の時から、すでに内々陣と内陣および外陣といった構成であった。馬場先御門内の明治神祇官神殿も赤坂の仮賢所も三陣構成を踏襲している。まったく同構造が、泉涌寺霊明殿の殿内「内々陣・内陣・外陣」の基本設計に採用された理由は、ひとつには故実大工家の木子清敬という共通項があるからだと思われる。彼は霊明殿竣工の後、宮内省一等匠手として宮中三殿を完成させているから、まさしく皇霊殿設計と霊明殿再建とは一連の造営工事である。一方で、明治九年の尊牌結集の結果、泉涌寺にはおびただしい歴代御尊牌が回収され、皇霊祭祀の一元化が顕現化されつつあった。どのように奉祀配列するかを白紙設計できる絶好の機会が、この明治十五年焼亡・十七年再建であったわけで、新築の合祭殿として霊明殿が再建された事由である。東京城の宮中に三殿分立される「皇霊殿」の京都における本所の位置は、同じく賢所と伊勢の神宮との関係に相似する。以上さまざまな観点から、泉涌寺「霊明殿」は宮中三殿の雛型であったことは間違いない。明治新宮殿の竣工後、木子清敬は明治二十三年（一八九〇）に宮内省の内匠寮技師に昇格、日本建築史の大学講義は彼にはじまる。

(九) 顕彰目的で泉涌寺に移築保存された遺構

建物

〈顕彰遺構建物とは〉 最終章では明治十七年再建の造営事業を契機に泉涌寺に移築保存された建築遺構について、その特殊な顕彰目的を明らかにしたいと思う。かつての慶長復興では天正度内裏紫宸殿が移築されて御法事殿「海会堂」として泉涌寺に施入されたが、この宮中殿舎を寺院建築に喜捨施入する近世先例は、だからといって建築主の豊臣秀吉や施入主の後水尾院を顕彰記念したものではない。ところが明治十七年再建造営では、それまでの追善目的とは異なり、特定の人物の来歴を記念顕彰するために所縁の建物が移築されたと思われるふしがある。

〈皇別姉妹の御里御殿〉 天木詠子氏の研究報告によれば、<sup>(73)</sup> 泉涌寺の「御座所」「小方丈」「応接間」「式台玄関」の前身建物は寛政度「御里御殿」および安政度内裏「東対屋」である。明治十五年(一八八二)十月十四日焼亡の翌月、はやくも十七日には宮内省の再建方針が泉涌寺に回答されている。先述したように霊明殿は完全な新築造営であるのに対して、方丈以下の諸建物群には京都御所からの移築建物が充当された。前身建物を再利用したのは財政的な方策

であるのか、ほかに移築の目的意義があったものか詳細は不明である。

そもそも寛政度御里御殿とは、鷹司繫子の入内にもない文化十四年(一八一七)十一月から翌十五年二月までに造営された新皇嘉門院「御産御殿」である。第五章で詳述したように、後桃園統の断絶をうけて、東山天皇系の皇別摂家から鷹司繫子(つなこ)を女御に冊立して、庶出の仁孝天皇を皇統血脈的に補強しようとの企図があった。そのような朝廷の政治的背景があつて造営された御里御所である。ところがせっかく出産された安仁親王は夭折(妙莊院)、ついで女御繫子まで皇女産褥で崩御され泉涌寺廟所中のひとつとなるわけで、その悲劇の場所がまさに「御産御殿」であつた。再度かさねて妹の鷹司祺子(やすこ)も入内されたが、結局この皇別姉妹の婚姻計画はうまくいかず、庶出の孝明天皇はこの新朔平門院祺子を御養母として即位される。文政八年(一八二五)八月二十二日の祺子入内に際しても、同じ御里御殿の修復がなされている。現行の「御座所」(行幸御殿)は里御殿の正殿書院六間を建物襖絵ともに移設したものであるが、玉座の間の裏側にあたる部屋には氏寺氏神に安産を願って描かれたのであろう興福寺伽藍が襖絵に見える。寛政度復古内裏造営に携わった禁裏大工棟梁の木子清久・清房父子のうち、清久は成不動院温

仁親王の奉葬、清房は妙莊嚴院安仁親王の奉葬を担当しているが、清房の指図には「文化十五年御里御殿絵図（女御里御殿屋根伏屋）」が見える。

先述したように、後桃園天皇の欣子内親王（新清和院）と閑院宮家出身の光格天皇との婚姻政策は、中宮嫡出の温仁親王（成不動院）と悦仁親王（瑠璃光院）の夭薨で目的を失う。皇統連綿政策の悲劇的な展開であった。同様の仁孝天皇と皇別撰家の鷹司繫子の政略結婚でも、嫡出皇子の安仁親王（妙莊嚴院）は夭薨されてしまう。これらの御方達には泉涌寺「嫡出陵墓」の廟所でも特異な七重石塔、立派な宝篋印塔に奉葬され、三方の嫡出親王御尊牌が霊明殿において特殊鄭重な祭祀対象であったことは既に見た。光格天皇の昔はともかく妙莊嚴院安仁親王は孝明天皇の嫡兄にあたる御方であるから、現存する新皇嘉門院「御産御殿」（新朔平門院御里御殿）は皇統意識において顕彰保存にあたる特殊建物と考えられても不思議ではない。

東京奠都の後、京都御所建物の整理処分が検討されるなか「皇后宮里御所」は不用撤去分となりながらも京都府貸与となる。明治十三年に京都府画学校（京都市立芸術大学の前身）の校舎に「准后里御殿」が宛てられて存続するなか、明治十七年の泉涌寺再建造営に「行幸御殿（御在所）」としての移築に白羽の矢が立つ。近代明治とは人物顕彰と記念

建築の時代であり、高揚する皇統意識に歴史的回顧が重複する。顕彰すべき遺構建物として女御繫子の御里御殿は、この正書院六間が「御在所」に充当された。里御殿から他二棟も「小方丈」「役僧部屋（現存せず）」、あるいは本坊庫裡などに移築保存されたわけである。

〈京都御所の対屋を移築〉 同じ再建事業に関わりながら応接間・式台は、廊下床材の墨書などから、安政二年（一八五五）造営の安政度内裏「東対屋」が移築された建物であることが指摘されている。一方、応接間・式台（大玄関・侍間・女中間）および小方丈の襖絵（障壁画）は同じ安政度内裏「東対屋」「西対屋」から移設されていることが、書陵部所蔵「御下絵」（小下絵）との比較研究で提起されている。とくに式台玄関の正面にあたる「応接間」の構成は、ちようと安政内裏「東対屋」の中央間上段に相当する。

明治天皇は嘉永五年（一八五二）九月二十二日に中山邸にて御誕生、安政三年（一八五六）九月二十九日に五歳で宮中に入られたが、庶出皇子であられたから若宮御殿ではなく生母の中山慶子の典侍局でお暮しであった。東対屋の中央「上段・二之間・三之間」三部屋が明治天皇の幼少期の御在所で、横の四帖間（化粧之間）が中山局の御部屋である。この部屋には万延元年（一八六〇）七月十日に九歳

で英照皇太后（当時は准后）の御実子と称して儲君となるまで四年間程お住まいであったという<sup>(74)</sup>。まさに、移築建築と障壁画の状況からみて、その御部屋が襖絵とともに移築されて泉涌寺に施入されている<sup>(75)</sup>。

京都御所の対屋の全体ではなく、ある一部分だけが移築されたことが疑問であった。明治天皇の幼少期御在所と生母中山局御所の遺構であるとすれば、移築の目的は保存顕彰であったと知れる。明治天皇は明治二十年（一八八七）一月三十日に泉涌寺へ行幸され、再建された新「霊明殿」に御参拝、歴代御尊牌に焼香拝礼されたが、これら旧御在所をご覧になられたであろう。ちなみに宮中三殿と明治宮殿が竣工する二年前のことであった。今も霊明殿には、英照皇太后・昭憲皇太后・一位中山局の御三方が奉獻された密教大壇が常用されている。

〈保存された陵所御須屋〉 東京奠都のあとも英照皇太后には東海道線に乗駕されては泉涌寺まで行啓されたが、その理由は雲龍院陵墓に夭折皇女が奉葬されていたからに他ならない。孝明天皇の第一皇女の順子（よりこ）内親王（嘉永三年誕生・同六年薨去・普明照院）、同第二皇女の富貴宮（安政五年誕生・翌六年薨去）である。准后がお生みになられたのは夭折された二皇女しかおられず、権典侍中山慶子所

生の祐宮を御実子として儲君になしたのが明治天皇である。生前のご希望どおり英照皇太后は後月輪東北陵に奉葬されたが、その「陵所御須屋」を移築保存したものが泉涌寺頭塔の法音院本堂である。同様に伏見桃山陵の明治天皇陵・昭憲皇太后陵の「御須屋」二棟も泉涌寺に施入され、境内一郭に御一切経蔵として威容を見ることが出来る。

近代明治時代とは、科学産業に邁進しただけではなく、西欧模倣の銅像、名君忠臣を祀る神社など、国史人物の記念顕彰の時代でもあった。京都岡崎の博覧会場には桓武天皇を祭神に平安神宮が造営され（明治二十八年）、伊勢神宮にまで倭姫命の別宮が新設された（大正十二年）。同様に、顕彰目的で移築保存された遺構建物である泉涌寺本坊建築、あるいは明治再建の霊明殿、これらは近世近代の皇室皇統を可視化した記念碑と言えよう。

附考〈南朝の尊牌 和宮さまの尊牌〉 泉涌寺霊明殿は元来、北朝系の後光厳院統から後水尾院統の近世天皇までのみを奉祀していた。天智天皇尊牌は山内塔頭の旧法安寺から、桓武天皇尊牌は旧安楽光院から、明治九年尊牌結集で奉遷されたものである<sup>(76)</sup>。泉涌寺では天智系桓武皇統だけを祀るといような認識は正確ではなく、聖徳太子像もあれば天武系女帝の元明天皇尊牌も存在する。

ところで、後小松院の勅撰皇統譜『本朝皇胤紹運録』は北朝正統で記述されているのに対して、北畠親房『神皇正統記』は南朝正統論である。水戸学派の彰考館『大日本史』は親房の影響もあって南朝名分論で編集されたが、この思想が幕末尊王論から明治維新にいたる原動力となった歴史的背景がある。かくて明治四十四年（一九一）の南北正閏論争は、結果として明治天皇の御裁可を仰いで南朝正統に至るが、祭祀的な変更はないとされる。明治十七年再建の泉涌寺「靈明殿」に奉安される歴代尊儀尊牌については、その十七年当初の配列が判明する史料が木子文庫にある。それによれば、明治九年結集では大覚寺統南朝系の数代分も加わり、泉涌寺靈明殿の内々陣御厨子の中央三間に左上西面で歴代順に配列され、後醍醐天皇の次位に後村上天皇が挿入されていたと知れる。<sup>(7)</sup>ところが現行では、中央南龕に南北朝時代までの歴代全部を配列するかたちに変更されている。この変化こそ南北正閏論の結末をめぐる痕跡であろうと推察される。

ちなみに靈明殿の右脇厨子には「皇女和宮」尊牌も祀られている。贈一品静寛院宮親子（ちかこ）内親王は仁孝天皇の第八皇女で、孝明天皇とは異母妹にあたる。幕末の公武合体政策により徳川將軍家茂に降嫁され、寡婦となり落飾受戒して静寛院宮と称された。維新後は父帝の後月輪陵

を参拝するため帰京して聖護院屋敷に住まわれた。明治七年以降は東京に戻って皇族・徳川一門と厚誼を尽くしておられたが、明治十年（一八七七）九月二日に薨去（三十二歳）、御遺言により増上寺徳川家廟に仏式奉葬され、御尊牌は宮内省を通じて泉涌寺靈明殿に祀られた。この際に御寄附の永代尊牌保護料を基礎に、御下賜金・宮家祠堂金などの積立金が近代泉涌寺の財政を支えるのだから「御寺泉涌寺を護る会」<sup>(8)</sup>の魁（さきがけ）である。毎年九月二日には静寛院宮御祥忌法要を厳修、藪内流家元献茶式が執行されている。

## 小 結

明治四・五年期の過激な伊勢神宮御動座論は、赤坂仮皇居時代の試行期間に賢所・神宮の祭祀の一体観を模索しつつ、やがて明治二十二年竣工「宮中三殿」に温和に決着される。同時期に所謂「皇室の神仏分離」として知られる御黒戸の宮中搬出の案件があり、やがて泉涌寺に合併、あわせて歴代御尊牌も泉涌寺へ結集される。明治十七年竣工の泉涌寺「靈明殿」は、まさにこの時期に整備中であつた皇靈祭祀の一環として、三殿分立「宮中三殿」成立の直前というタイミングにおいて「皇靈殿の雛型」として成立したと思われる。

それでは般舟三昧院の運命と比較したとき、なにが泉涌寺を存続せしめた要因であろうか。すでに江戸時代、実質的に近世天皇の朱子学的「祠堂」として完成形を見せていた泉涌寺「靈明殿」が、ひとえに明治近代化に耐久しうる皇室宗廟の条件を満たしていたからであろう。日清・日露両戦役の前夜、いつしか世界帝国を意識しだした明治国家は、東アジア共通言語である朱子学的装飾の有効性を再認識していた。宮中三殿と同時竣工の明治新宮殿にオリエンタル嗜好があふれ、伊勢の神宮が石造聖堂に改造されずに保持されたように<sup>(79)</sup>。

#### 要点整理

- ① 廢仏毀釈・法難史觀の克服
- ② 嘆願再建論からの脱却
- ③ 赤坂仮皇居時代（明治六年～明治二十二年）の評価
- ④ 近世宗廟觀（朱子「祠堂」）と泉涌寺「靈明殿」（御位牌堂）
- ⑤ 宮中三殿「皇靈殿」の雛形としての明治再建「靈明殿」
- ⑥ 泉涌寺に移築保存された顕彰遺構建物

#### 註

(1) 井上亮氏『天皇と葬儀・日本人の死生觀』（新潮選書・平成二五年十二月）は、こうした表題を打った概説とし

てはまさに独創的な啓蒙書である。一方、藤井利章氏『天皇と御陵を知る辞典』（日本文芸社・平成二年十一月）は、埋葬方法など詳細な記述が貴重ではあるが、正確でない記述や訂正を要する箇所がある。

(2) 野村玄氏『日本近世国家の確立と天皇』（清文堂・平成十八年八月）は、近世天皇葬送儀礼の確立について政治史的意義を明示した高論で、朝幕政治の緊張を儀礼記述から解明する。とくに「高仁親王葬儀から後光明天皇葬送儀礼への歴史的な展開」は秀逸で必読の価値のある論考である。同著収録以外に同氏「江戸時代における天皇の葬法」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四四号・平成十九年十一月）があり、木子文庫資料によって葬具を具体化し『朱子家礼』の影響を想定したのは正鶴を射ている。ただし以下の二点は賛成でない。①泉涌寺の地位を（般舟院などと）相対的に見すぎる点、②ことさらに天皇・上皇の身分に葬礼的差別を想定する点（上皇は「仙洞布衣始」儀をへて小直衣・烏帽子を着御でき、天皇服制から解放されるのであって身分が向上するわけではない）。

(3) 藤田寛氏『近世政治史と天皇』（吉川弘文館・平成十一年九月）。同氏『幕末の天皇』（講談社メチエ・平成六年九月）は近世末期における天皇位の浮上現象を光格・孝明両天皇を中心に解明した論考である。とくに鷹司政通論に興味深い視点がある。のち同氏『近世天皇論・近世天皇研究の意義と課題』（清文堂・平成二三年十二月）に所収。

(4) 高木博志氏・山田邦和氏編『歴史のなかの天皇陵』（思

文閣出版・平成二二年一〇月）は、後注にあげた藤井氏『天皇と御陵を知る辞典』の考古学・文献科学による学術版といったもので併読に妙味がある。なお高木氏「皇室の神仏分離・再考」（『明治維新史研究の今を問う』明治維新史学会・平成二四年七月）は、宮中の神仏分離について、近世泉涌寺との関わりから詳説していて有益である。

(5) 上田長生氏『幕末維新期の陵墓と社会』（思文閣出版・平成二四年二月）の視角は、文久修陵からはじめて維新时期陵墓政策の特質にまで、「皇霊祭祀」の語彙をもちいながらも、個別的な組織制度などの具体的側面を見失わない手堅い研究である。

(6) 最近の儀礼的研究においては、個別的に深度のある論究が少なくなく、たとえば久水俊和氏のように東坊城和長『明応凶事記』を例に後世にマニュアルとしての機能する儀礼史料の解明をこころみたもの（明治大学大学院『文化継承学論集』第五号・平成二一年三月）など興味深い。また泉涌寺学芸員の西谷功氏に仏教文化史（おもに日宋間の禅律僧の儀礼史的研究）の側面から泉涌寺奉葬にふれた数次の論考があるので、興味のあるむきは検索されたい。禅宗史に比して語られてこなかった律宗僧団の活躍については新知見がある。

(7) 『泉涌寺史』（法蔵館・昭和五九年九月）は、総本山御寺泉涌寺が開山月輪大師七五〇年遠忌の事業として平野龍法長老のもと寺史出版を計画したもので、執筆陣は京都大系閣を中心として赤松俊秀氏監修、中世史を熱田公氏（神戸大）、近世史を藤井学氏（京都府立大）、幕末維新

史を池田敬正氏（同）が担当。まず開山遠忌記念として昭和五一年『資料編』、宗祖弘法大師入定一一五〇年遠忌を昭和五八年一〇月に済ませた後、翌五九年『泉涌寺史』本文編を刊行した。寺史類としては高い定評を得ているが、当時すでに石田充之氏編『鎌倉仏教成立の研究 俊仍律師』（昭和四八年）が発表されていたものの、寺史たるゆえんに宗派史観を脱しえず、また建築史学・儀礼文化史な視点が欠如している。三〇年を経て補訂の必要を感じるとはいえ（誤植例・『資料編』三四〇頁「成不動院」は「陽光院」のまちがいが）、天皇葬送儀礼の一級資料集であることに変わりはない。とまれ特記をしないかぎり拙論も『泉涌寺史』に依拠しているのは勿論である。

(8) 石野浩司「維新时期宮中三殿成立史の一考察」（『明治聖徳記念紀要』復刊第四五号・平成二〇年十一月）、のち出版して『石灰壇毎朝御拝の史的研究』（皇学館大学出版部・平成二三年二月）に所収。

(9) 明治維新史という研究領域には膨大な研究成果の蓄積があつて、拙稿のよく抗えるものではないが、いちおう前註の拙著もある。その時に座右にあつたのが武田秀章氏『維新时期天皇祭祀の研究』（大明堂・平成八年十二月）であり学恩を享受した。

(10) 貞応二年正月十二日に後高倉院（太上法皇）は法勝寺の修正会に御幸されるが、その留守中に本所後院「高陽院」が放火により焼亡する。やむなく西園寺公経の一条相国亭に避難、ここを院御所とされた。そのまま体調を崩されたらしく五月八日危篤、同十四日に崩御（『百鍊抄』）。

尊号は父帝にちなみ「後高倉院」、白川の御火葬塚（旧名は鶴塚）は月輪南陵域内に移転されてある。

(11) 九条（藤原）道家、暦仁元年（一一三八）四月二十五日出家、前左大臣（前撰政閔白）従一位。法性寺殿に居住して法性寺禪定殿下と呼称する。建長四年（一一五二）二月二十一日薨去、号は墓所にちなんで光明峯寺撰政（「公卿補任」）。

(12) 西園寺（藤原）公経、寛喜三年（一一三一）十二月二十二日出家、法名は覚勝、准三后。前太政大臣従一位。出家後も幕府交渉の窓口「関東申次」、後院別当など権勢をふるう。寛元二年（一一四四）八月二十九日薨去、号は別業「北山殿」の寺院名にちなみ西園寺太政大臣（「公卿補任」）。洛中に所在する公経の邸第としては、一条殿（一条相国亭）は後高倉院「院御所」または藻壁門院「中宮御所」にあてられ、今出川殿には四条天皇が方違行幸によく訪れている（「民経記」「明月記」）。

(13) 葬堂としての法華堂は、藤原一門の木幡法華堂（木幡御逆修所）、鎌倉の將軍家法華堂など、当時の葬送儀礼の通則である。皇室関連例では四円寺から深草法華堂まで定型故実である。泉涌寺古伽藍図には四条天皇陵所に宝塔を描き、これが本格的木造建築であるか石造模擬塔であるか判断できないが、ただ陵前に法華堂と三昧僧坊からなる区画が認められる。私説はこれを主要伽藍・開山堂と対比して「新御堂」と称したと考える。四条天皇崩御の閑院内裏清涼殿は死穢によって撤去新築されているから、その旧材をもって新御堂が施入造構された蓋然性がたかい。

(14) 前身譚説が国文学的だとすれば、九条家主導説は国史学的な見地である。律宗の教団活動に立説するのが本来であるが宗派史観のはざまに陥落して力およばない。失脚状態にある九条道家の主體的意図や、律宗僧団などの理解が難しく、容易な前身説話が定版化した。ちなみに「根本説一切有部毘奈耶雜事」卷一八「まさに焚焼すべし」「咒願すべし」（大正蔵・律部二五・二六）が仏教葬

祭の原始観念で、対象は教団内出家者に限定される。引導作法の大前提が受戒である理由がここにあり、天皇が受戒者であれば仏葬となる。

(15) 順徳院と仲恭天皇の外戚として権勢をふるった九条道家は、承久の乱に関係しなかったにもかかわらず幕府から責任を問われて事実上の失脚を呈した。ただし親幕府勢力の中心人物であり実力者にのぼりつめた西園寺公経は道家の舅である。家柄から撰政閔白になれない西園寺家、鎌倉とも濃厚な関係でありながら失脚中の道家は、共闘関係によってこの後の両家の繁栄を築いてゆく。公経がなくなり実氏が継承したとき西園寺家は、すでに撰閔家を凌駕するものであった（上横手雅敬氏「鎌倉時代政治史研究」吉川弘文館・平成三年六月）。以後の西園寺家の繁栄を考えれば、はじめて外戚権を入手した四条天皇の存在は同家にとり忘れられるものではない。

(16) 持明院の由来は鎮守府將軍藤原基頼の邸宅を仏寺に発展させた「安樂行院」に遡源、持明院基家の娘である北白川院陳子を妃とした後高倉院の御所、ついで持明院統の後院となった洛中邸第である。これとは別に伏見深草に伏見殿御所があり、これも「安樂光（行）院」と称され、

後身が深草法華堂であるという。いま域内に「般舟院屋敷」と呼ばれる古塚がある。伏見天皇火葬塚(谷森善臣説)とも後深草院の真修院般舟堂跡(石田茂輔説)とも。また『山城志』に伏見殿の別名を「伏見離宮」「舟御所」ともいうから、後花園院の伏見御所を後土御門天皇が旧名にちなんで「般舟院」としたが、この指月寺を秀吉が伏見城修築のために天正年中に洛中に移転して指月山般舟三昧院としたとも伝承する。ただし江戸時代には安樂光院は泉涌寺末寺の律家として復興され、三長老に列した。

(17) 延文二年(一三五七)二月、正平一統の際に南朝に拉致された北朝上皇が京都に帰還、光嚴法皇は深草金剛寿院に、崇光上皇は伏見殿に入る。上皇不在中に後光嚴天皇の踐祚を承認した広義門院(西園寺)寧子が同年閏七月に崩御、そもそも父帝の光嚴法皇は後光嚴踐祚を不承認であったし、兄の崇光院の推す栄仁親王と、後光嚴天皇の後円融天皇との皇位あらしが陰悪化する(『椿葉記』)。皇室内部の抗争も激化するなか、すでに室町幕府権力の飛躍的な伸長により、北朝の運営は抑圧されたものになる(森茂暁氏「増補改訂」南北朝期公武関係史の研究)思文閣出版・平成二〇〇七年)。

(18) 『皇胤紹運録』  
用脚無きに依って四十余日、内裏黒戸に奉置、希代事也

(19) 熱田公・池田敬正・藤井学共著『雲龍院小史』(雲龍院・昭和四九年三月)に詳しい。ところで寺伝によれば、雲龍院本堂「龍華殿」(昭和四一年に重要文化財に指定)は、後土御門天皇の崩御された内裏「御黒戸御殿」を後柏原

天皇が下賜した建物である。大修理が施されているとしても初期京都御所の黒戸御殿の実物が存続しておれば貴重このうえない。ところが『小史』論考では、現本堂は中興如周大和尚によって正保三年(一六四六)に建立された「如法経堂」という桃山建築ということになる。後柏原院下賜の黒戸御殿のほうは、別殿で「御影堂」と呼ばれていたが幕末文久期に撤去新築、現在の雲龍院「霊明殿」が明治元年に竣工したというから何とも惜しい。

(20) 雲龍院陵墓地に後光嚴院・後円融院・後小松院の三帝の御灰塚はあるが、称光帝御分骨所は未詳になっている。

(21) 二尊院墓地の「三帝陵」遺跡は、土御門院(十重石塔)・後嵯峨院(五重石塔)・龜山院(宝篋印石塔)の陵墓伝承地であるが、宮内庁陵墓参考地の採録外のようにである。

(22) 現在の京都御所隣地にある廬山寺の墓地には、尊号事件で有名な閑院宮典仁親王(光格天皇実父)の廬山寺陵(明治十七年(一八八四)に慶光天皇の諡号・および贈

太上天皇)ほか親王皇子女十五墓が宮内庁管理である。南隣の「遣迎院」は、寺地を売却して移転、宗派も変わっているが、本尊は九条家月輪殿の由来にさかのぼる。

(23) 天皇陵が小規模仏塔になるのは葬堂としての法華堂が進化したもので、薄葬化は本質的な変化ではない。いわゆる中世朝廷が衰微したという『詩経』出典の「式微」論

に反して、実際には室町後期から論旨にみるような天皇權威が急回復するから(今谷明氏「武家と天皇」)、陵墓規模は權威権力に比例したものではない。

(24) 註二・野村氏論文

(25) 現行の般舟院陵墓地が「陵」であるのは、後土御門院の

典侍であった庭田朝子（蒼玉門院）が後柏原天皇の御生母として「贈皇太后」となり、その塋域を「陵」と称されるからである。同地には後花園院・後土御門院・後奈良院等の御分骨所、ほか皇子女墓がある。般舟三昧院の中心部はいまの京都市立嘉楽中学校の敷地で、方丈と門など旧建築物は関東大震災で壊滅に瀕した鎌倉建長寺の修復のために解体移築された。

(26) このあたり史料に「御吊」と類出するが「吊」「弔」はもと同字で通音するので異体字のように書かれる用語で「おんとむらひ」と訓読。

(27) 「下火（あこ）」儀で名義的な御火葬儀礼を完了、そのまま御土葬に附するのは徳川將軍家の葬法とまったく同一である（浦井正明氏『上野寛永寺 將軍家の葬儀』吉川弘文館・歴史文化ライブラリー・平成十九年十一月）。

(28) たとえば当時中宮附であった天野長信の日記とされる『大内日記』には「盤壽院」「千壽院」と表記されている（註二・野村玄氏『日本近世国家の確立と天皇』一五四頁）。宮中凶礼を忌憚して「千壽万壽」とわざと賀字に変換した点、泉涌寺と般舟院が凶礼専門家とひろく理解されていた証左である。君父の死について臣子が「千秋万歳の後」と言うのが礼であるのに通じていて興味深い。中宮身分では、（中宮欣子内親王は別格・註三六）東福門院徳川和子、女御の尊称皇太后である青綺門院二条舍子（いえこ）・恭礼門院一条富子・盛化門院近衛維子（これこ）・新朔平門院鷹司禎子（やすこ）、贈皇后の新皇嘉門院鷹司繫子（つぎこ）が宝篋印塔に奉葬された。皇太后に昇れなかつた中宮の中和門院近衛前子（ちんざい）。

新上西門院鷹司房子・承秋門院有栖川宮幸子女王・新中和門院近衛尚子（ひさこ）、および天皇生母の典侍方（註三九）は無縫石塔である。追尊「陽光院天皇」（太上天皇）の東宮誠仁親王と、同妃の新上東門院勸修寺晴子は親王身分の制約で無縫石塔のままである。

(30) この慶長再興時、同じく天正度内裏から「殿上御殿」も施入されて、方丈として移築された。「殿上」名であるから「清涼殿」と考えたほうが仁和寺移築例と整合性がよいが、『再興日次記』によれば狩野永徳の金地障壁画であつたという。清涼殿というよりは秀吉の配慮で天正度から独立建物となつた「常御殿」がふさわしいように思われる。天正度内裏の移築物はほぼ焼失して、いまは「大門」の大斗組や墓股に桃山建築の面影をしのぶばかりでない。

(31) 法隆寺番匠を出自とする大工棟梁家で、中井正清が徳川家康につかえて大阪陣などに功績をたて、これにより五畿内大工支配をゆるされ旗本格、京都大工頭・大和守を世襲、大工支配機関を中井役所という。正清の孫の正知は、幕命により承応・寛文・延宝と三度の内裏造営にたずさわつた。

(32) この時に信長造営の旧仏殿とともに旧三門も撤去したとするのが「泉涌寺史」の説である。旧門材で観音堂を建設して羅漢像や楊柳観音（楊貴妃観音）を収納したというが、これに反論する西谷氏説も提出されている（西谷功氏『近世泉涌寺の再建（伽藍復興と精神の回帰）』『黄檗文華』第一二九号・二〇〇八―二〇〇九・黄檗山萬福寺文華殿・黄檗文化研究所）。私見では、『二水記』所載

の後柏原天皇葬礼図に見える土壇が三門基壇遺跡で、この時に最終的に削平されたと考えたい。

(33) 野村玄氏「江戸時代における天皇の葬法」(註二)は、すでに安永八年(一七七九)の後桃園天皇の葬送儀礼の段階で、山陵造営と天皇号の復活がセットで議論されていた事実を「柳原紀光日記」から指摘している。摂政九条尚実など朝廷では船岡山における山陵造営まで具体案を有していたが、幕府方針は天皇葬送の泉涌寺一元管理であるから、もちろん拒絶されている。船岡山を候補地するあたり、近隣の般舟三昧院を利用した巧みな対抗策である。

(34) 『文久山陵図』(国立公文書館内閣文庫所蔵「御山陵画帖」鶴沢探真筆)には山城国愛宕郡泉涌寺陵の「荒蕪図」と修陵の完成した「成功図」が見える(『文久山陵図』新人物往来社・平成十七年二月)。同著には谷森善臣『山陵考』(宮内庁書陵部所蔵)も翻刻され、山田邦和氏ほかの解説には得るところがあった。

(35) 来村多加史氏『唐代皇帝陵の研究』(学生社・平成十三年十一月)は、中国皇帝の陵廟祭祀と唐代皇帝葬礼を詳論して有益で、多く新知見を得た。類書に金子修一氏主編『大唐元陵儀新釈』(汲古書院・平成二五年二月)があるも該博にして要の寡きに似る。

(36) かつて泉涌律寺には半月ごとの布薩説戒があり、衆僧みな洗手して戒体を保持する儀礼であったから、淨行をもって歴代尊儀に回向するための「盥楪」の喜捨施入であったのであろう。現存する「盥楪」は光格天皇・新清和院・仁孝天皇・孝明天皇の御遺品。

(37) 泉涌寺蔵「靈明殿内御尊牌配置図」(御一会・四五―一)、表題は仮名、年紀なし。

(38) 「天皇家」「夫妻」の表現は皇室に対して甚だ不適當である。「天皇に私なし」の前提では私的で家族的な追善施設を形容する適当な語彙がなく准用したまで。思想的な他意はないので、よい国語があれば「教示を乞う」。

(39) 江戸時代の嫡后とは、女御もしくは中宮宣下をうけた女御で、すべて摂関家女子が王女に限る。典侍身分ながら天皇生母としての殊遇で泉涌寺廟所に奉葬をされたのは、壬生院園光子(後光明天皇生母)・逢春門院櫛筒隆子(後西院生母)・新広義門院園国子(靈元院生母)後水尾朝の典侍、および孝明天皇生母の新待賢門院正親町雅子(なほこ)の四方だけ。

(40) 家康の神号「東照大権現」が天照大神の「照」を意識しており、東照宮祭祀が伊勢神宮に准じた形式(例幣使の發遣儀礼等)で整備されていく過程は朝幕関係史のよく説くところである。あえて付け加えるならば拙論でいう「皇位の源泉」としての伊勢神宮と、「皇位の帰着点(回取地)」としての泉涌寺陵の問題がある。徳川幕府の陵墓政策は、「泉涌寺による一元管理化」「嫡出陵墓の厳正化」の二点であるから、伊勢・日光・泉涌寺の幕府対応には連動性が認められてよいと思う。天保度の泉涌寺焼亡における「廢朝三日」は、神宮焼亡に准じた扱いである。

(41) 光格天皇の中宮、欣子内親王は後桃園天皇の皇女であり、いわば中継ぎの女帝にちかい存在であったらしい。その証拠に、陵墓形式は天皇「九重石塔」と皇后「宝篋印塔」

の中間的な特徴をもつ「七重石塔」という特異な形式が採用されており、泉涌寺廟所でも異彩を放っている。欣子中宮・光格天皇からの皇統を、それまでの月輪陵と区別して後月輪陵と「後」字をつけて呼称するのも、皇位皇統の変遷を意味する命名である。

(42) 久保貴子氏『近世の朝廷運営(朝幕関係の展開)』(岩田書店・近世史研究叢書二・平成一〇年五月)

(43) 仁孝天皇女御の新皇嘉門院鷹司繫子にたいして崩後に皇后を贈位(陵墓は後月輪陵)、これが五〇〇年ぶりの皇后号の復活である(天皇号の復活はよく知られるように光格天皇)。皇女は死産のため幼名なく戒名「慈悲心院」のみで雲龍院陵墓地に奉葬された。

(44) 孝明天皇と鷹司政通では親子以上の年齢差があり、また政通室が水戸斉昭の姉であったから幕府要路に通じ、つよいコンプレックスが想定されている(藤田寛氏『幕末の天皇』註三)。孝明天皇は太閤鷹司政通との政争を通して自己の天皇權威を確立していったとされる(井上勝生氏『明治維新政治史の研究』塙書房・平成六年)。庶出の孝明天皇が皇別撰家出身の鷹司祺子女御の御養子として即位した経緯が考慮されるべきであろう。

(45) 泉涌寺蔵「靈明殿内御尊牌配置図」(御一会・四五―)、表題は仮名、年紀なし。

(46) 同指図で、これら三位牌とまさに左右対称的な位置に祀られているのが「陽光院」と「礼成門院」である。陽光院は正親町天皇の東宮誠仁(のぶひと)親王で、後陽成天皇の父院ながら即位せずに薨去されたため、月輪陵は無縫石塔の親王墓、追尊太上天皇である。一方「礼成門

院」とは後光明天皇皇女の孝子内親王である。名義的中宮も政略結婚も出家もせず生涯独身であったから、般舟院陵墓地に宝篋印塔を残すのみであるが、嫡系の後光明天皇の独子であるのを尊重して靈明殿に尊牌のみを祀る。泉涌寺を特徴づける嫡出陵墓と靈明殿尊牌の完全対応性における唯一の例外である。独身で門院号を贈られるのも異例の存在である。

(47) 久保田和男氏「北宋開封における多重城郭制と都城社会の変容 比較都城史の観点から」(宋代史研究会研究報告第十集「中国伝統社会への視覚」汲古書院・平成二七年七月)

(48) 四条天皇奉葬における泉涌寺の対応は、まさに宋代仏教的に「葬式仏教」であり「皇帝尊崇」であったわけである。

(49) 小川豊生氏『中世日本の神話・文学・身体』(森話社・平成二六年四月)は、十三世紀の中世神道の言説に、渡来僧による禅学用語の影響をみると、その中世神道的な回転を縷説する。思想源流が禅学なのか宋学の触発か、みきわめが必要だと思う。「神道」の用語使用がマーク・テューエン氏の流儀に近い。

(50) 家礼とは家族集団が行う「冠婚葬祭(冠昏喪祭)」をいう。対する国家儀礼が「王礼」。

(51) 日本における家礼受容の大きな集団に「崎門派」と「水戸学」がある。儒家神道の山崎闇斎に家礼研究『文会筆録』、その崎門派に浅見綱斎『喪祭小記』『家礼師説』、若林強斎『家礼訓蒙疏』がある。水戸藩の喪祭(自葬祭)実践書に光圀領行『喪祭儀略』があり、明遣臣の朱舜水、

また林鶯峰『泣血餘滴』の影響がある（後註の吾妻重二・田世氏・近藤啓吾各氏著書）。

二・田世氏・近藤啓吾各氏著書。  
神道大系論説編九『下部神道（下）』に収録される「唯一神道葬祭次第」は吉田兼見（一五三五—一六一〇）の転写本である。おなじく『神道葬祭絵巻』は元禄頃まで遡るであろうが、これら神葬史料はいずれも『朱子家礼』の影響下にある。そもそも宋学に触発啓蒙されて成立した伊勢神道書が、吉田兼俱の教学思想の源流であるから、朱子学とは相性がよいのであろう。

(53) 吾妻重二氏『家礼文献集成（日本篇一）』解説（関西大学東西学術研究所資料集刊二十七—平成二二年三月）。  
(54) 田世氏『近世日本における儒礼受容の研究』（ペリカーン社・平成二四年三月）。本書と近藤啓吾氏『儒葬と神葬』（国書刊行会・平成二年）では問題理解の方向性が違う。前者が仏葬全盛期の近世日本社会における儒礼実践の足跡を追うのに対して、後者の視線は神道の葬祭儀礼「神葬祭」の手引書としての家礼受容に傾く。

(55) 家礼を受容した葬送儀礼は「土葬」を大前提とする。熊沢蕃山の火葬容認は例外中の例外で、当時の儒家知識人を驚愕させるものであった（前註）。

(56) 野村玄氏「江戸時代における天皇の葬法」（註二）は後桃園天皇の葬送具について「御棺、今度は大略、朱子家礼に拠らる（中略）蓋し是れ承応例か」との一文を「柳沢紀光日記」から引証し、すでに後光明天皇の御土葬儀から『朱子家礼』に依拠していた可能性を指摘している。際限なく増加する陵墓寢廟を統廃合しようとした前漢末期の礼学論争にはじまる制度で、『礼記』王制篇にもと

づく太祖と三昭三穆からなる七廟制を主張したのは前漢末の哀帝のとき劉歆が最初。実際に太廟に七神主を並べ、毀廟の主を祧廟に遷すような形式に整うのは魏晉以降である。（金子修一氏『古代中国と皇帝祭祀』汲古選書二六・汲古書院・平成十三年一月）

(58) 崔真徳氏「朱子学と『朱子家礼』理学のための礼学」（吾妻重二氏・朴元在氏編『朱子家礼と東アジアの文化交流』汲古書院・平成二四年三月）。朱子の思想形成には、宋学の始祖である周（敦頤）濂溪（一〇一七—一〇七三）、先駆者で「二程子」とよばれる程（顥）明道（一〇三二—一〇八五）と程（頤）伊川（一〇三三—一一〇七）の兄弟の存在がある（島田虔次氏『朱子学と陽明学』岩波新書・昭和四二年五月）。

(59) (註三) 藤田覚氏『近世天皇論』（清文堂・平成二三年十二月）および黒田日出男氏『王の身体 王の肖像』（平凡社・昭和五〇年三月）は、泉涌寺御影について「女帝」肖像画の欠如に疑問を呈しておられる。江戸時代における朱子学の礼制問題が理由であろう。頂相の習慣のある尼僧は別として、織豊政権期および近江浅井長政の系譜にだけ女性肖像があるも朱子学に圧倒されてゆき東福門院を最後に消えてゆく。

(60) 近藤啓吾氏『四禮の研究（冠婚葬祭儀礼の沿革と意義）』（臨川書店・平成十五年五月）は、七八頁の註二に本条を引いている。いま上海古籍出版『朱子全書』所収の『家禮』によって若干の読み下しを改めた。

(61) 石野浩司『石灰壇毎朝御拝の史的研究』（註八）。初出論文は拙稿「天皇祭祀毎朝御拝の来歴（下）近世宮廷にお

ける早旦儀礼と毎朝御拝」（『皇學館論叢』第四一巻第三号・平成二十年六月）。

(62) 現行「靈明殿」では、御尊牌にあわせて近代三代の天皇皇后には御影龕が配祀されているが、こちらは近世の御画像とは由来が異なり、近代明治に開始された所謂「御真影」である。ちなみに宮内省的には「御写真」が正式な用語である。

(63) このあたり仏教側の被害者史観（法難史観）は克服すべき問題である。よく手にとられる著作として、安丸良夫氏「神々の明治維新・神仏分離と廢仏毀釈」（『岩波新書・昭和五四年十一月』）、島蘭進氏「国家神道と日本人」（『岩波新書・平成二二年七月』）、前者は国体イデオロギーの葛藤を中心に、後者は「国家神道とは何か」と問う日本人論である。

(64) 『泉涌寺史』に依拠する。

(65) 留守政府については毛利敏彦氏「明治六年政変」（中公新書・昭和五四年十二月）の高著がある。懸案の廢藩置県を実施した後、明治四年（一八七二）十一月十二日に「岩倉使節団」は米欧視察に出発、明治六年（一八七三）九月十三日帰国までの一年九カ月の政治空白を預かったのが「留守政府」である。視察団では大久保利通と木戸孝光が敵対をふかめ、留守政府では司法卿に就いた江藤新平を中心に急進的改革が突出する。毛利氏は征韓論史観の従来説を完全否定して明治六年政変の真相を解明された。

(66) 坂本健一氏「皇室に於ける神仏分離」（『明治維新 神道百年史（第四巻）』神道文化会・昭和四二年四月）。対し

て高木博志氏「皇室の神仏分離・再考」（『明治維新史研究の今を問う』註四）は論点を整理して再考を試みている。

(67) 大國隆正の総帝論、福羽美静の経歴については、拙著『石灰壇毎朝御拝の史的研究所』（註八）七〇一頁の補注を参照されたい。福羽美静については、加藤隆久氏「神道津和野教学の研究」（『国書刊行会・昭和六〇年七月』）

(68) 津和野派の後盾であった長州勢力が空白となる薩摩「留守政府」において福羽美静が失脚したという説は、明治五年六月十五日付岩倉具視宛「大隈重信書簡」を物証としている（阪本是丸氏「国家神道形成過程の研究」岩波書店・平成六年一月、二〇五頁）。これを「祭神論争」との関係から、薩摩派（宮内省の八田知紀・左院中議官の伊地知正治ら）が「造化三神」を奉じて、天照大神を一神教的に奉じる津和野派「大國隆正説」を一掃する挙にでたものとの見かたもある（原武史氏「出雲」という思想（近代日本の抹殺された神々）」講談社学術文庫・平成十三年十月）。

(69) 坊城俊良氏「宮中五十年」（明徳出版社・昭和三五年七月）によれば、明治天皇は宮殿奥の御盆行事として提灯掲揚を盛大に行っておられる。その視線のさきには後月輪東山陵や泉涌寺靈明殿が存在したのであろうと拝察する。

(70) 編年日付について、泉涌寺関係は『泉涌寺史』、神祇行政と神宮関係はおもに『神宮史年表』（神宮司廳編・平成十七年三月）に依拠した。

(71) 石野浩司「石灰壇毎朝御拝の史的研究所」（註八）。初出論

文は「京都御所から明治宮殿へ（継承された剣璽の間の来歴）」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四六号・平成二一年十一月）、同「維新时期宮中三殿成立史の一考察（每朝御拜石灰壇祭祀の終焉として）」（『同』復刊第四五号・平成二〇年十一月）。

(72) 参考論文は、松栄町子・栗木康代・岩間香・植松清志・谷直樹「寛政度内裏造営と木子家の大工」（『日本建築学会近畿支部研究報告集』第四六号計画系・平成十八年）、栗木康代・植松清志・岩間香・谷直樹「禁裏修理職大工の木子家（寛政度内裏の研究三）」（『日本建築学会計画系論文集』第七五巻・平成二二年六月）。

(73) 天木詠子氏「泉涌寺御座所・小方丈の前身建物について（安政度・寛政度の御所遺構と障壁画の研究）」（『日本建築学会計画系論文集』第四九二号・平成一〇年二月）、同「泉涌寺小方丈・応接間に關する建築と障壁画の復原的検討」（『日本建築学会計画系論文集』第五〇〇号・平成一〇年十月）。

(74) 藤波言忠「京都御所取調書」（上・下・大正十二年）、京都大学人文科学研究所・高木博志氏・研究書『明治維新と京都文化の変容（十九世紀における日本文化の近代的再編・同質化）』（平成十六年三月）による。

(75) 京都御所建物では、賢所・神嘉殿を当時創建の樞原神宮に移築した例がある。赤坂仮皇居の仮賢所が熱田神宮へ、おなじく御会食所が明治神宮に移築される。前身建物の再利用には、経済的な事情よりも思想を見なければならず、旧物を神祇に供えるのが許されるとすれば皇室顕彰の目的しか成立しない。

(76) 高木博志氏「皇室の神仏分離・再考」（『明治維新史研究の今を問う』註四）

(77) 木子資料〇七九―四一―一六「泉涌寺靈明殿尊牌配列図」（木子清太郎写）都立中央図書館特別文庫室所蔵。木子文庫は禁裏大工であった木子家伝来の建築関係資料、昭和五〇年に木子清忠氏により東京都に寄贈。

(78) 昭和四十一年五月十七日に泉涌寺護持、靈明殿御尊牌奉護を目的として結成。行財界重鎮が会長顧問に、総裁職には昭和天皇の御意向をうけ皇室を代表して三笠宮殿下が就任された。現在の総裁職は秋篠宮殿下、来年の平成二十八年に結成五〇周年をむかえる。

(79) 明治新宮殿（明治二十二年竣工）の特徴とされる和洋折衷は、正しく表現するなら「東洋（オリエンタル）趣味」であって、朱子学的な身分世界を描写した「帝鑑図」（北宋神宗のために大学士張居正が唐虞三代以来の諸帝善惡事蹟を図示・慶長十一年日本伝来）を立体再現したような装飾性をもつ。独建築家ブルーノ・タウトは知らないだろうが伊勢の神宮建築は、堯舜の古代礼制に遡源する「堂高三尺、土階三等、茅苴不剪、采椽不斷」（『史記』太史公自序）の形容にかなう、すぐれて東アジア的な理想形であった。復元建築である湯島聖堂と比較しても、より朱子祠堂らしいのは泉涌寺靈明殿であろう。

拙論は、平成二十六年八月三十日の泉涌寺派教学講習会における同題名の講演原稿をもとに補足したものである。寺務内局・心照殿学去室の高配に感謝する。

（元皇學館大学神道研究所研究嘱託・小野流講演伝所研  
究員・御寺泉涌寺心照殿勤務 博士（文学））